

## 週休 2 日工事の協議と工事費の補正について

### 1. 契約後に行う協議

#### (1) 週休 2 日工事の実施を希望する場合

契約後、週休 2 日工事の実施を希望する旨の内容を工事施工協議簿に記載し、休日等取得実績調書（計画時）を添付して監督職員へ提出してください。

休日等取得実績調書の計画時チェック欄が 4 週 8 休以上となるように休日計画を作成してください。計画時チェック欄が 4 週 8 休未満の場合は協議不成立となり通常工事扱いとなります。

#### (2) 週休 2 日工事を希望しない場合

契約後、週休 2 日工事の実施を希望しない旨の内容を工事施工協議簿に記載して監督職員へ提出してください。

#### ※注意事項

- ・ 契約後の協議は、実際の現場施工の着手までに終わってください。
- ・ 週休 2 日工事を希望しない場合又は協議が不成立の場合は通常工事扱いとなります。
- ・ 週休 2 日工事の実施の有無に関する協議は、現場施工着手後は変更できません。

### 2. 現場施工完了後の協議および工事費の補正

#### (1) 現場施工完了後の協議

現場の施工完了後、監督職員へ工事成績協議簿と休日等取得実績調書（実績）を提出してください。

#### (2) 工事費の補正

監督職員が休日等取得実績調書（実績）の内容を精査し、週休 2 日工事の実績に応じて工事費を補正して設計変更を行います。

補正額の算定は、北海道の週休 2 日工事に関する実施要領に準じて行います。